

平成27年第5回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 平成27年5月26日(火) 14時25分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第35号 専決処分について(見附市立学校運営協議会委員の委嘱について)

議第36号 専決処分について(見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について)

議第37号 専決処分について(見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について)

議第38号 専決処分について(見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について)

議第39号 専決処分について(見附市青少年指導員の委嘱について)

議第40号 専決処分について(見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について)

議第41号 専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について)

議第42号 専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について)

議第43号 専決処分について(見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について)

議第44号 見附市立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第45号 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定について

議第46号 見附市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議第47号 見附市利用者支援事業実施要綱の制定について

議第48号 見附市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

議第49号 専決処分について（見附市公民館運営審議会委員の委嘱について）

○出席者（5名）

委員	小林 弘武
委員	南 雲 京子
委員	武田 一夫
委員	小倉美砂子
教育長	長谷川浩司

○事務局出席者

教育部長	星野 隆
学校教育課長	松井 謙太
こども課長	土田 浩司
まちづくり課長	岡村 守家
教育総務課長補佐	早川 洋介
学校教育課長補佐	糀谷 正夫
こども課長補佐	森澤 祐子
臨時職員	後藤 直子

14時25分開会

教 育 長

只今より、平成27年第5回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席は教育長と委員4名でございます。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告事項

報告1 第2次見附市公立保育園民営化等実施計画（案）について

こども課長より説明願います。

こども課長

「第2次見附市公立保育園民営化等実施計画（案）概要により説明させていただきます。市では、平成23年度から平成25年度までの第1次の民営化等実施計画により庄川保育園の閉園、中央保育園の民営化を実施しました。第2次の計画案については、第1次民営化の検証を行い、市内保育園の現状と今後の児童数推移などを基に公立保育園と地域保育園に関する今後のあり方の検討を行い策定したものであります。

1 計画策定の経過は、「見附市公立保育園民営化等実施計画検討委員会」を設置し、3回の検討会を開催し、計画として取りまとめました。

2月18日 第1回検討会 第1次民営化計画の検証

3月27日 第2回検討会 現状と今後の推移、公立保育園及び地域保育園の今後の方針

4月20日 第3回検討会 民営化等実施計画（案）

2 民営化等実施計画（案）の内容は、計画期間を平成27年度から29年度までの3年間とし、平成27年度に地域保育園4園の指定管理者を選定し平成28年4月1日に指定管理者制度を導入すること。平成29年度に見附保育園の民営化の移行手

続きを行い平成30年4月1日から民営化する計画といたしました。

なお、現在この計画案についてパブリックコメントを実施しており、4月30日から5月29にまでの間、市民の意見を募集しているところであります。

計画案を添付してありますので、のちほどご覧いただければと思います。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了させていただきます。

教 育 長

次に、日程第3、議題第35号専決処分について（見附市立学校運営協議会委員の委嘱について）から議第39号専決処分について（見附市青少年指導員の委嘱について）までを議題と致します。学校教育課長説明願います。

学校教育課長

それではご説明申し上げます。

議第35号専決処分についてでございます。

専決第7号をご覧ください。見附市立学校学校運営協議会委員に、名簿にあるとおり、152名を委嘱したいので、承認願います。

議第36号専決処分についてでございます。

専決第8号をご覧ください。見附市教育センター運営委員会委員に、名簿にあるとおり、5名を委嘱したいので、承認願います。任期は28年3月31日までとなります。

議第37号専決処分についてでございます。

専決第9号をご覧ください。見附市就学支援委員会の委員及び相談員に、名簿にあるとおり、委員18名、相談員14名、事務局2名を委嘱したいので、承認願います。任期は28年3月31日までの1年となります。

議第38号専決処分についてでございます。

専決第10号をご覧ください。見附市青少年育成センター運営委員会委員に、名簿にあるとおり、10名を委嘱したいので、承認願います。任期は29年3月31日までとなります。

議第38号専決処分についてでございます。

専決第11号をご覧ください。

見附市青少年指導員に、名簿にあるとおり、26名を委嘱したいので、承認願います。任期は29年3月31日までとなります。

以上です。

教 育 長

議第35号に対しご質問はございませんか。また補足はありませんか。

学校教育課長

学校側から職員も含め地域の方を10名程推薦していただき、名簿を作成いたしました。

教 育 長

ご質問がないようですので、次の議36号に対しご質問はございませんか。

次の議第37号に対しご質問はございませんか。

議第38号に対しご質問はございませんか。

議第39号に対しご質問はございませんか。

ないようですので、議第35号から議第39号まで原案の通り承認することにご異議ありませんか。

ご異議がないようですので原案の通り承認されました。

続きまして、議第40号専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）

こども課長説明願います。

こども課長

19ページをご覧ください。

議第40号「見附市子ども支援対策地域協議会の委嘱」について、4月1日付で専決いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

改正内容の説明をさせていただきますので、21ページをご覧ください。

「見附市子ども支援対策地域協議会」は児童虐待を防止するために関係機関と情報を共有し、連携して支援するために設置しており、その委員には「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱」に定める各機関から委員を推薦していただき委嘱しているものです。本年3月末で任期が満了したことから、新たに推薦いただいた方々を「代表者会議委員」と「実務者会議委員」として、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで委嘱するものであります。

教 育 長

議第40号に対しましてご質問ございませんか。

ないようですので質疑を終了させていただきます。議第40号を原案通り承認することにご意義はありませんか。

ないようですので議第40号は原案通り承認されました。

次の議第41号専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）、議第42号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の

委嘱について) 教育部長説明願います。

教 育 部 長

訂正をお願いします。23ページの役職名を「上北谷小学校」とあるのを「上北谷小学校長」に訂正願います。

議第41号 専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会の委嘱について) 4月1日付専決分について、P23をご覧ください。上北谷小学校長が異動した為、新校長の平さんに委嘱するものです。任期は平成27年4月1日から平成28年4月30日まででございます。

次ページの議第42号 専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について) 5月1日付専決分について、P25をご覧ください。異動のありました学校のPTA役員を見附市学校給食センター運営委員会委員として、5月1日付で委嘱するものです。任期は平成27年5月1日から28年4月30日まででございます。

教 育 長

議第41号、42号についてご質問ございませんか。

任期は平成27年5月1日から平成28年4月30日で間違いはないですか。

教 育 部 長

はい。4月を前年度事業の監査期間としております都合上、任期満了日が4月30日になっておりおます。

教 育 長

議第41号、についてご質問はなしということで、次の議第42号についてご質問ございませんか。

ないようですので質疑を終了させていただきます。

本議案は原案の通り承認するご異議ありませんか。

ないようですので、原案の通り承認されました。

教 育 長

では議第43号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について、まちづくり課長説明願います。

まちづくり課長

26ページをお願いします。議第43号専決処分についてご説明いたします。27ページをお願いします。

専決第15号「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」であります。委員としてお願いしている団体の代表の交替に伴い委嘱替えであります。

見附市PTA連合会からは近藤淳人さんを、見附市青少年育成会連合会からは長橋悦雄さんを、5月1日付で委嘱いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

教 育 長

議第43号についてご質問はございますか。

ないようですので質疑を終了いたします。本案を原案の通り承認することにご異議ございますか。

教 育 長

ご異議がないようですので、本案は原案の通り承認されました。

議第44号 見附市立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第45号 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、こども課長説明願います。

こども課長

28ページをご覧ください。

議第44号「見附市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について説明

させていただきます。

29 ページをご覧ください。

第1条では、これまでへき地保育所の設置根拠としていた児童福祉法が、子ども・子育て支援法の制定に伴い改正され、第24条第1項ただし書きが削除されたことから「保育を要する児童の福祉増進を図るため、へき地保育所を設置する。」と改めるものです。

次に第6条を改正する理由であります。現在パブリックコメントを行っております「第2次公立保育園民営化等実施計画」において、今年度に「へき地保育所である地域保育園の指定管理者の選定」を予定しております。そこで第6条を、へき地保育所の管理運営を指定管理者に行わせることができるように内容を改めるものであります。

附則第1項において、施行日を公布の日からとし、次ページ第2項において経過措置を、第3項において準備行為について定めるものであります。

31 ページをご覧ください。

議第45号「見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

改正の内容について説明をさせていただきますので、32 ページをご覧ください。

第29条では、小規模保育事業A型の職員について規定しており、現行の同条第3項においては保育士の代わりに保健師又は看護師を1名に限り保育士とみなすことができるという規定であります。今般、国の基準省令が改正され、「保健師又は看護師」に加え、「准看護師」についても保育士とみなすことができるように改正されたことから、准看護師を加えるように第3項を改めるものであります。

以下、小規模保育事業B型の職員について定めている第31条、保育所型事業所内保育事業所の職員を定めている第44条、小規模型保育事業所の職員を定めている第47条においても同様の改正を行うものであります。

附則において、施行日を公布の日からとするものであります。

教 育 長

議第44、45号でご質問ございませんか。

ご質問がないようですので、議第44、45号を原案の通り承認することにご異議ございませんか。

ないようですので、議第44号、45号は原案の通り承認されました。

なお本議案は条例の一部改正ですので市議会に提出することと致します。

では、次に議第46号 見附市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議第47号 見附市利用者支援事業実施要綱の制定について、議第48号 見附市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について、こども課長説明願います。

こども課長

34ページをご覧ください。

議第46号「見附市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

最初に訂正をお願いいたします。附則の平成27年4月1日から「適応」する。とありますが、「適用」するに訂正願います。

改正内容であります。別表で定めている保育園の定員について本所保育園を「110名」から「125名」に、わかば保育園を「50名」から「60名」に改めるものがあります。

改正の理由は、これまでは定員の120%までは児童の受入が認められておりましたが、今年度からスタートしました子ども・子育て支援新制度では、認可定員を超える児童の受入が認められないこととなりました。既に、入園申込されている途中入園を含めると認可定員を超える見込みであるため、今回定員を増員することとしたものであります。

附則において公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用とするものであります。

35ページをご覧ください。

議第47号「見附市利用者支援事業実施要綱の制定について説明させていただきます。要綱の制定理由であります。今年度からスタートした子ども・子育て支援新制度において新たに創設された「利用者支援事業」に、見附市においても今年度から取組むこととしており本要綱を制定するものであります。

要綱の内容であります。第1条に趣旨を、第2条には事業内容として、利用希望者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行うことを規定。第3条に実施場所を「学校町子育て支援センター」とすること。第4条に職員の配置を規定しており、ページをめくっていただき、1施設に1名以上の専任職員として「子育て支援コーディネーター」を配置すること。第5条に子育て支援コーディネーターの業務を、第6条に関係機関等との連携、第7条に守秘義務、第8条にその他として、この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めることを規定しております。

附則において公布の日から施行し、平成27年5月1日から適用とするものであります。

37ページをご覧ください。

議第48号「見附市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

最初に訂正をお願いいたします。今回の改正で追加された様式第2号及び様式第3号の添付が漏れておりましたので、本日追加で配布いたしましたので、よろしく申し上げます。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

本要綱は、昨年度、消費税増税による子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として給付金を支給するため制定したものでありますが、平成27年度においても内容を変更して実施することになりましたので、その実施内容に合わせるため本要綱を改正するものであります。

改正の主な内容について説明をさせていただきますので、38ページをご覧ください。

まず、要綱の題名に平成27年度を追加し「平成27年度見附市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱」としました。

第1条の目的においては、国の「平成27年度子育て世帯臨時特例給付金支給要領」に基づき実施することに改め、第3条では、子育て世帯臨時特例給付金の支給額を「1万円」から「3千円」に改め、第4条で申請期限を「4か月」から「6ヶ月」にすること、第5条で申請書の様式として第2号様式と第3号様式を加えること、ページをめくっていただき39ページ中段の少し下に別記として支給対象者を本年6月分の児童手当の受給者とする、対象児童については、41ページの下段に本年6月分の児童手当の対象となる児童とすることなどに改めるものであります。新たに追加となった様式は、本日追加配布したものであります。

附則において、施行日を公布の日からとするものであります。

教 育 長

議第46号についてご質問はございませんか

小 林 委 員

保育園の定員を定めるにあたり規定はないのですか。

こ ども 課 長

定員につきましては、今年度入園予定を予測し県と協議したうえで増やすということにしました。本所保育園につきましては、4月現在で107名の児童がおります。途中入園が12名見込まれており、合わせると119名になる予定です。将来的に考えると

120名を超えてしまう恐れがあるため今回125名といたしました。わかば保育園については現在55名の児童が在籍しており今後3名が入園する予定で合計58名となるため、定員を60名といたしました。

教 育 長

只今の説明でご理解いただけましたでしょうか。

それでは議第47、48号についてご質問はございませんか。

小 林 委 員

附則で「公布の日から施行し、〇月〇日より適用する」と「公布の日から施行する」がありますがどのように違うのでしょうか。

こ ども 課 長

まず議第47号につきましてはもう少し早く要綱を制定し前回の教育委員会に提出していればさかのぼって適用する必要はなかったのですが、要綱の作成が遅くなったために、このようにさかのぼって適用ということになりました。実際に見附市利用者支援事業は5月1日にパート職員を採用し、5月の一カ月は研修と準備期間としてすでに事業はスタートしております。そこで職員を採用いたしました5月1日にさかのぼって適用することにいたしました。

教 育 部 長

条例、規則、要綱の施行日は公布日をさかのぼることはないですが、市民が不利益をこうむらないものに関してはさかのぼって適用することもあります。

教 育 長

では議第48号についてお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは質疑を終了させていただきます。

議第46、47、48号は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

ないようですので、議第46号、47号、48号は原案の通り承認されました。

ここで事務局から追加議案の要請がありました。

議第49号専決処分についてご説明いたします。

まちづくり課長

専決第13号-1「見附市公民館運営審議会委員の委嘱について」であります。委員選出をお願いしてきました団体の委員交替に伴い新たに委員を委嘱したものでございます。学校教育関係から今町小学校長の坂本寛二さんを、4月1日付で委嘱いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

教 育 長

ご質問ございませんか。

では議第49号を原案の通り承認することにご異議ございますか。

ないようですので議第49号は原案の通り承認されました。

以上で本日提出された議題の審議はすべて終了いたしました。

これで平成27年第5回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時15分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、
教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長 長谷川 浩司

議事録署名委員 小林 弘武

